

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール新利府 北館 南館  
北館 宮城郡利府町利府字新屋田前5 外  
南館 宮城郡利府町利府字新中道3丁目1-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
三井住友信託銀行株式会社 取締役社長 大山 一也  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- 3 市町村の意見の概要
  - (1) 変更しようとする事項について  
営業時間の延長に伴い、深夜時における来店等により、交通量の増加や各種犯罪発生の危険性が高まると懸念されるため、防犯対策及び交通安全対策について必要に応じて町と協議されたい。
  - (2) 駐車場の騒音について（変更計画概要書 P9）  
駐車場における騒音対策同様、夜間時でも視認できるアイドリング等告知看板の設置や交通注意喚起（施設内外を問わず交通ルールやマナーの遵守）の看板の設置について検討されたい。
  - (3) その他  
店舗敷地面積が広大であることから、店舗利用者以外の者の集合の場等とならないよう、警備員等による巡回強化など犯罪抑止対策について検討されたい。
  - (4) 開店時刻及び閉店時刻、駐車場を利用できる時間帯等の変更に伴う検討事項について
    - イ 青少年による万引き、喫煙、恐喝等の不良行為についての対策を検討されたい。
    - ロ 青少年や暴走族の溜まり場所とならないよう、駐車場及び敷地内の巡視等の対策を検討されたい。
    - ハ 暗闇や危険個所について防犯灯の設置等の対策を検討されたい。

ニ 保護者を伴わない小・中学生の夜間の来店に対し注意を払い、帰宅を促す等の対策を検討されたい。

ホ 青少年健全育成団体による店内外の巡回に協力されたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び利府町役場

6 縦覧期間

令和4年4月15日から令和4年5月15日まで（ただし，閉庁日を除く。）